

西ドイツ社会における軍隊をめぐる議論

— SPD 改革派フリッツ・エルラーの軍隊観を中心に—

松 下 雄 大

はじめに

第二次世界大戦で敗戦国となったドイツ連邦共和国（以下、西ドイツ）では、冷戦構造下における再軍備や防衛政策が大きな議論を巻き起こした。それは、再軍備はドイツ軍国主義復活のきっかけになりかねない、あるいは東西ドイツの分断を深める事態となってしまうのではないかという懸念が存在したためである。

現在から振り返ってみれば確かに、西ドイツ初代首相のコンラート・アデナウアー率いるドイツ・キリスト教民主同盟（Christlich-Demokratische Union Deutschlands, 以下 CDU）政権下で進められた再軍備は西ドイツの主権回復と連動しており、結果として西ドイツの戦後の復興を「成功」させたため、今日彼をドイツ復興の立役者として評価する向きも強い。保守派が1950年代の再軍備をめぐる一連の動きに賛同する一方、左派及び極右政治勢力は再軍備に反対の姿勢を示していた。ただし、後者は「大ドイツ帝国」の復活を目論み、西側諸国との連帯を拒んでいた。この現実味を欠く極右勢力の思想は本稿では対象とせず、左派の立場から再軍備反対を唱えながらも徐々に再軍備容認に転じていった党の変容過程への関心から、ドイツ社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschlands, 以下 SPD）の言説に着目することとする。

そもそも、伝統的に「反軍」を掲げる社会主義的な労働者政党である SPD は帝政ドイツにおいては「祖国なき輩」の蔑称を投げかけられるような扱いを受け、ナチ体制下においては「非合法」化の憂き目に遭っていた。戦後、西側（米英仏）占領地区である西ドイツで彼らは活動を再開するが、選挙において保守系の CDU/CSU に対して敗北を重ねていた。さらに SPD が「西側統合（Westintegration）」を推し進める CDU/CSU を批判する際に用いていた「ドイツ再統一の優先」、 「統一ドイツの中立化」という主張も、西側諸国との対立を深めるソ連側にその意思がない中で、現実的なものでないことが露呈していた⁽¹⁾。

従来の研究では、そうした状況下での1959年のゴードスベルク綱領（das Godesberger Programm）採択は SPD の「転換⁽²⁾」とされる。それまでのマルクス主義的価値観の放棄や国土防衛の肯定を謳った同綱領により、保守派である CDU/CSU とともに防衛、外交の分野において大筋の協調路線をとることが可能となった。そして、同綱領において国防が肯定されたことから、SPD の「右」旋回、「国民政党」化であったとの評価がなされているのである。

この「転換」については、その内容に関する評価もさることながら、「転換」を可能にした要因についても種々の議論がなされている。その中で本稿が着目したいのが、SPD 党内の比較的若い党員たちの台頭である。彼らは、党内で多数派を占めていた「伝統主義者」、 「既成エリート」に対する「改革派」ないし「対抗エリート（Gegenelite）」として、SPD を労働者政党から国民政党へと脱皮させるべきだと主張した。この「改革派」の一人にフリッツ・エルラー（Fritz Erler, 1913-67年）という SPD 内の軍事問題専門家がいる。エルラーは、「反軍」を基本的立場とする SPD 党員の中にあつては例外的な存在であり、再軍備をはじめとする軍事問題について党内で議論が活発化するよう積極的に働きかけていた⁽³⁾。彼はまた、1950年代後半に同じく SPD 所属のヘルムート・シュミット（Helmut Schmidt, 1918-2015年）とともに「民主的な軍隊」、 「軍の民主化」という理念を主張していた。この理念は、「軍国主義」や「国家の中の国家」と表現され、民主的な価値観と相反するものとされてきたドイツ軍の歴史的な文脈からは一種の形容矛盾のようにも思えるものである。これらの理念については、後で詳しく見ていきたい。

エルラーの軍隊観とはいかなるものであつたのか。そして、それは SPD の「転換」にいかなる影響を及ぼしたのか。本稿の主な目的は、1959年の「転換」前後の SPD の軍隊観について、エルラーの発言や著述を「新しい軍事史⁽⁴⁾」の観点を踏まえて分析し、SPD 内の軍隊観や防衛政策における多様性とその変化を描き出すことにある。この作業を通じて、CDU/CSU と SPD の二項対立⁽⁵⁾で語られがちなドイツ再軍備をめぐる議論の多様性をより明らかにできるだろう。加えて、未だ邦語による研究が十分になされているとは言えない西ドイツ軍事史の空隙を埋めるため「軍社関係⁽⁶⁾」についても意識しつつ論じたい。

1. フリッツ・エルラーの軍隊観

フリッツ・エルラーは、1945年の SPD 入党以前、より左派的な政治グループに属し、反ナチ抵抗運動を行っていた。その後、SPD 再建期に党員となり活動を始めたが、当初より党指導部に痛烈な批判を繰り返し、冷遇を受けていた。というのも、彼は SPD の「右派」かつ「改革派」に属し⁽⁷⁾、とくに軍事問題について踏み込んだ発言を行う存在であり、その点において「ユニーク」な存在であつたからである。エルラーは、その死後に『シュピーゲル』誌上において、「その頭脳は『右派と左派』、『東側と西側』についてどのボンの政治家よりも多くのデータを処理していた」とも評されている⁽⁸⁾。実際に、エルラーはどの SPD 党員よりも集団安全保障について明快な分析を行っており⁽⁹⁾、党内でも随一の軍事問題専門家であつた。

エルラーの連邦議会での発言やその著述には、「民主的社会における軍隊（eine Armee in der demokratischen Gesellschaft）⁽¹⁰⁾」など、しばしば西ドイツにおけるあるべき「軍社関係」への言及がみられる。以下では、再軍備に慎重であつた多くの SPD 党員とも、比較的積極的であつた CDU/CSU 側とも異なるエルラーの軍隊観を議事録やその著書を用いて検討する。

端的に言えば、エルラーは軍隊を「盲目的な権力の道具（Instrument blinder Macht）」にも、政権

や特定の政党の「道具」にもせずに、民主主義的勢力によって支えられるべきだと主張している⁽¹¹⁾。すなわち、彼は必ずしも軍隊を民主主義と敵対する存在とはみなしていなかった。このことは、議会での発言やその著書において、彼が民主主義社会に軍隊をどのように位置づけるのかという問題提起をたびたび行っていたことにも表れている。

エルラーの軍隊に関する発言や著述には反共主義的な SPD の方針と同様に共産主義への警戒心が滲み出ている。例えば、以下の連邦議会での発言は連邦軍が共産主義のイデオロギーに染まってはならないとする趣旨のものである。

共産主義のイデオロギーとの対決と、ソ連占領地域から連邦軍全体に対しての（共産主義のイデオロギーの）浸透の試みを防ぐことが国防省の課題であることは自明であり、そのためにも、このような精神的な影響から軍隊を守ることが重要です。これは、個々の兵士が公民的（staatsbürgerlich）、自由主義的意識を強化し、共産主義のプロパガンダに感染しないようにそれを育むことにより、連邦軍が（共産主義のプロパガンダに対して）健全さを保つことによって成り立ちます。これには反論の余地はありません⁽¹²⁾。

まるで強烈な反共主義者であるアデナウアーのものかと見紛うこの発言は、紛れもなくエルラーによるものである。しかし、このエルラーの発言は保守系の政治家の考えとは異なり、個々の軍人が国民（Nation）というよりも、公民（Staatsbürger）であるべきだという価値観に基づいている。以下の発言においても、彼が軍隊を Nation に基づくものとはみなしていなかったことが窺える。

結局のところ、われらの連邦軍（Unsere Bundeswehr）が、わが国の民主的勢力との信頼関係を持つわが国すべての市民の連邦軍（die Bundeswehr aller Bürger unseres Landes）が重要なのです⁽¹³⁾。

民主主義の基本的価値についての青年市民の意識が重要です。われわれは、連邦軍が「国民の学校（die Schule der Nation）」にも「国民の補習校（die Nachhilfeschule der Nation）」にもなりえないことを知っています⁽¹⁴⁾。

上記の連邦議会でのエルラーの発言及び著書からは、彼がイメージする軍隊はあくまで自立した公民ないし市民によって構成されるものである点、また、保守派が主張するような「国民（Nation）」によって立つものだとみなしていなかった点⁽¹⁵⁾が読み取れる。エルラーにとって軍隊とは、あくまで「制服を着た公民⁽¹⁶⁾」によって構成されるものであり、「国民の学校」であってはならなかった。

また、「政軍関係」について、エルラーは以下のようなことも述べている。

新たな危険について言及しないわけにはいきません。軍隊が政権を掌握している特定の政党と一体化してしまう危険、あるいは軍隊が特定の政党によって一体化させられてしまう危険。これらの危険は、常に存在しますし用心する必要があります。これらは、将来に問題を生むでしょう。社会民主党员は、この問題について激論を交わしてきました。社会民主党员は、連邦軍とこの国の民主主義的勢力との相互の信頼に基づいた関係を擁護します。その反面で、(SPDのような)野党には、政府や武装勢力の動向への用心深さを養う義務があります⁽¹⁷⁾。

エルラーは、軍隊とSPDとの良好な関係を目指すべきだと主張してきたが、それは無条件に軍の要求を肯定することではない。上記のように、エルラーは野党として政権与党に行うのと同じように軍の動向を監視することが必要であると述べており、さらには軍を「CDUの私兵」化から防ぐべきだと認識していた。

なお、「制服を着た公民」の価値観に関しては、以下のようにゴードスベルク綱領内の国防についての章にも類似した記述が見られる。

兵士とすべての民主的な国民の間には信頼関係がなければならない。兵士は制服を着ていても公民である (Der Soldat bleibt auch in Uniform Staatsbürger.)⁽¹⁸⁾。

エルラーがゴードスベルク綱領採択にどの程度寄与していたのか、という問いには完全な形で答えを出すことができない。だが、彼の尽力でこの国防の章が追加されたことは指摘されている⁽¹⁹⁾。また、この国防の章では明らかに「制服を着た公民」の概念が採用されており、エルラーの用いる「市民による軍隊」というフレーズとの合致も見られる。

しかしながら、この基本綱領の国防の章のみをもってSPD内で軍隊に対する共通の認識があったとみなすことは不可能である。エルラーを含むSPD右派、及びSPD左派の間だけでも、軍隊への認識には差異が存在していた。例えば、エルラーは1954年に以下のような発言を行っている。

権力を求めて戦うSPDのような政党は、軍隊が強大な勢力であることを認識しなければなりません。国家が武力を持つとき、われわれはどのように振る舞うべきか考えなければなりません。具体的には、息子が職業軍人 (Berufssoldat) となったとしても、それがSPD党员にとって恥であってはならないのです⁽²⁰⁾。

SPD党内の伝統主義者による批判を受けた上記の発言は、SPD党员の家族が軍隊に入った場合という仮定に基づいたものだが、これに関連して後に彼はより踏み込んだ発言をしている。それは、1958年になされたエルラーとヘルムート・シュミットによるSPD党员の積極的な軍への志願によって連邦軍を「民主化」すべきであるという主張である。これに対してSPD左派は、軍の「民主化」は再

軍備の既成事実化につながるとして反対の姿勢を示した⁽²¹⁾。反対派からの批判に対して、エルラーは「核兵器に反対する闘争は決して国防軍に反対する闘争ではない」こと、「(SPDは)兵役拒否者の政党であってはならない」こと、「国防軍のなかに社会民主党員がおりその精神が存続する」必要性、を挙げて反論を行った⁽²²⁾。エルラーは軍を「CDUの私兵」にしないために、軍隊はすべての方向に開かれているべきだと考えていた⁽²³⁾。

だがSPD左派は、核配備に反対しながら同時に核武装を検討する軍隊を肯定することは矛盾であるともみなし、エルラーを批判していた。この翌年1959年に制定されたゴードスベルク綱領においても、徴兵制の是非など具体的な問題には触れられていないため、SPD党内での意見の一元化はなされていなかったと考えられる。軍隊の在り方について踏み込んだ言及をしていたのは、あくまでエルラーのような「改革派」の党员であった。

2. 軍隊の「民主化」は不可能か

軍の「民主化」という主張にはエルラーの中での「ぶれ」が存在する。彼が軍隊をその本質において民主主義的な存在とはみなしていなかったことは、多くの発言にも表れている。例えば、以下のようなものがある。

本日ここで、兵士と政治の関係について話し合われました。それと同時に、必然的に兵士の法的地位という大きな問題に直面しています。幾度と語られたのは、一方は武装勢力、他方は民主主義であるという問題点をどのようなすばらしい意図によっても解決できないだろうということ、一方は命令と服従に基づくものであり、他方は討論と投票に基づくものだという事です。紳士淑女の皆様、危険なのは命令と服従という軍隊の様式を、それを求めようとしない政治に適用することです。そのような事態は二度と起こらないというのは、本質的にこの議会の自負の問題です⁽²⁴⁾。

「民主主義的」軍隊というものが存在しないことは、周知のことである。軍隊は、命令と服従という秩序原理を基礎としている。これに対して民主主義的社会は、その意見をほかの方法で、すなわち討論と投票で形成している。ここで重要なことは、討論する軍隊を作り出すことではなく、このような命令と服従を基礎としている軍隊に対し、われわれの民主社会における適切な場を指定することに他ならない⁽²⁵⁾。

民主主義は討論と投票を通して機能します。軍隊はそれに反して、命令と服従に基づいています。それゆえ、民主的な軍隊は存在しません。民主的社会における軍隊が存在するのみです。民主的政府の奉仕者としてのみの軍隊が⁽²⁶⁾。

上記のように、エルラーは軍隊がその本質からして民主主義的な存在ではないため、民主主義社会における軍隊の位置づけについて議論すべきだと主張している。ここに軍の「民主化」の意図は見えてこないことには留意したい。

軍隊の「民主化」の議論に関係してエルラーは、軍が民主主義国家を支配する危険性について述べている。例えば、以下のような発言を行っている。

とある（一般兵役義務導入に関する）論拠について、公的な討論がたびたびなされてきたのにも関わらず、私はまだこの場では耳にしていません。私が手短かに説明をしましょう。それは、軍隊と民主主義国家との関係です。これは、遺憾にも政府によってさえたびたび語られてきましたが、志願兵による軍隊（Freiwilligenarmee）は、「国家の中の国家（Staat im Staate）」となる大きな危険を孕んでいるので、われわれはただそれ故に兵役義務（Wehrpflicht）を導入しなければならないのです。私は、1918年以前の帝政ドイツやプロイセンにおいて軍隊が演じた抜きん出た役割を覚えています。さらに、いずれのケースでも一般兵役義務に基づく軍隊が重要であったことを決して忘れられません。これらの軍隊の本質とは、スイスの市民軍の規則（Milizverfassung）とは異なり——あなた方も望まないものでしょうが——職業将校（Berufsoffizieren）と職業兵士（Berufssoldaten）が強大な主要部を占めるものであったのです。あなた方が編成したがっている軍隊においても、志願兵による軍隊のどちらの場合にもそれは存在します。軍隊が国家に仕える代わりに国家を支配しようとするような、観念的意味における軍隊の退廃の危険——私はこの危険を過小評価したくはありません——はどちらのケースにおいてもすなわち同様なのです⁽²⁷⁾。

この発言において、エルラーは再軍備及び軍隊の存在そのものは否定せずとも、過去のドイツの軍国主義の復活を恐れていることがわかる。かつての帝政ドイツにおいて、軍隊が政治的理性を軽視し、軍事技術的な思考に基づいて「独走」を始めたことはよく知られている⁽²⁸⁾。西ドイツにおいても、軍隊が民主主義的価値観を軽視し、国家の支配を目論む危険を忘れてはならないという指摘ももっともであろう。

帝政ドイツの事例に限らずエルラーはヴァイマル共和国においても軍隊の問題が存在したと指摘している。

1918年の帝政ドイツの崩壊後に生まれた新しい国家（ヴァイマル共和国）には古い軍隊が存続していました。その軍隊は、10万人規模に制限されていましたが、古い構造、古い精神、古い将軍、古い旗さえ保持していたのです。1955年は、その真逆へと向かいました：その国家は建国から6年で、まったく新しい構想から軍隊を創り上げたのです。連邦軍（Bundeswehr）は国防軍（Wehrmacht）の後継組織ではありません⁽²⁹⁾。

軍と労働者との不和が、ヴァイマル共和国没落の決定的な要因の一つでした。新しい状況を作り出すために、双方における歴史的ルサンチマン（historische Ressentiments）は克服されるべきでした。多くの社会民主党員は、軍隊を——職業軍人を——民主主義と世界平和の脅威とみなしていました。多くの職業軍人、特に将校は、SPDを国内の信用のおけない、そして国家共同体とその平和を守る必要性よりも国際的、平和主義的ドクトリンを支持する存在とみなしていたのです⁽³⁰⁾。

上記の著述においてエルラーは、かつてドイツには軍隊と労働者、ないし社会主義者の間に溝が存在していた事実を指摘し、その不和は克服されるべきだったと主張している。そして、連邦共和国にヴァイマルの没落と同じ道を辿らせないためにとり、エルラーは続けて以下のようなことを述べている。

社会民主主義は、連邦軍のための憲法に適合した立法上の基礎を整えることに協力してきました。SPDは、その友人や同僚に連邦軍への入隊を、場合によっては兵士という職業に就くことさえ訴えました。この奨励は、SPDに良好な基礎を与えました。SPDが連邦軍の一面的な社会的・政治的構成について苦言を呈し、同時に新しい軍隊の内部の賛同者に対してボイコットを呼びかけるのならば、それは不当なものとなるでしょう。連邦軍を孤立させるべきでないならば、野党は軍に配慮し、協力すべきでしょう。SPDは、軍と一般市民との精神的に親しい関係を確立すべく、試行錯誤をしてきました。SPDの連邦議員は、たびたび兵舎に姿を現します——それは票のためではなく、精神的な理解を強めるためです⁽³¹⁾。

ここでエルラーは、連邦共和国がヴァイマル共和国の轍を踏まないように、党は軍との良好な関係を目指すべきだと主張している。確かに、SPDと軍との関係が悪かったためにヴァイマル共和国が崩壊したことから、SPDが国防について明白な支持を示さなければ連邦軍が共和国軍と同様の状況に陥るといふ指摘もなされている⁽³²⁾。そのため、SPDがその反省を踏まえて政軍関係について前向きな試みを行っていたことは妥当な方針であろう。ここで、反軍的姿勢を長らく保持していたSPDが、その方針を大きく「転換」させたことの意義は大きい。

おわりに

最後に、軍隊の問題について数々の発言と著述を行っていたエルラーは、その著書で連邦共和国における軍隊の在り方に「楽観的」とも思えるような見方を残している。

武装勢力は、いずれの社会秩序にも問題を突き付けます。しかし、今日の連邦共和国における軍は、NATOとヨーロッパ共同体（Europäische Gemeinschaft）に統合され、民主主義社会との調

和と文民の政府と自由選挙による議会のコントロールの下に存在する、とあってよいかと思いません。私は、軽率な楽観主義に陥りたくはありません。われわれは、その問題を存じていますし、油断してはなりません。しかし、私たちが経験したものであれば、とりわけ良好な変化を指摘することは正当化されるでしょう。民主主義的なやり方で政権交代が起こるときは、連邦軍の民主主義への忠誠の証は引き継がれるべきでしょう。現在の諸規則、立法上の措置、連邦軍の選抜方法と社会的構成についての権利をわれわれに与える、これらの可能性を私は確信するとともに期待しています⁽³³⁾。

連邦共和国の民主主義と「調和」した軍隊の状況は、与党 CDU/CSU 側の功績なのか、あるいは、SPD の建設的な議論の結果なのか、本稿ではその要因を断定することはできない。だが、少なくともエルラーが 1960 年代の連邦軍を高く評価していたことは間違いないだろう。ゴードスベルク綱領採択に伴う「転換」を背景に、SPD は国防を肯定し、軍との関係を見直し始める。こうして SPD は、CDU/CSU と防衛・外交政策において協調路線をとることが可能となった。しかし、SPD の軍隊観と旧国防軍出身の軍人や CDU/CSU のような保守派のそれとの間には、依然として差異が存在した。その一つとして表れているのが、旧国防軍の出身で軍の改革を志向していたヴォルフ・グラーフ・フォン・パウディッシンらによって提唱された「制服を着た公民」や「内面指導 (Innere Führung)⁽³⁴⁾」といった理念への態度である。これらの理念は、新しい軍隊が民主主義社会に適合するように考案されたものだが、旧来のドイツ軍の「伝統」に墨守する勢力は抵抗感を示した。例えば、1960 年代においては、連邦軍内で多くの軍人が民主主義の価値観に対して懐疑を抱いていたことが指摘されている。これらの軍人の中には、「感覚や信仰」に基づくかつてのナチのイデオロギーが残留しており、「思考や討論」を重視する「内面指導」を受容できなかった者も存在した⁽³⁵⁾。また、元ナチ黨員であり、連邦首相在任時に「軍隊は『国民の学校』である」と発言し紛糾を呼んだ CDU 所属のクルト・ゲオルク・キージンガーなど CDU/CSU 側にも保守的な軍隊観が残留している例が存在した⁽³⁶⁾。それゆえに、保守派が抵抗を示していたようなこれらの理念を積極的に取り入れるべきだと主張していた SPD 内の軍事専門家エルラーの言説の中に、再軍備をめぐる議論の多様性の一端を垣間見ることができるのではないだろうか。なお、両者の間の差異を詳細に検討するためには保守的な軍隊観を保持していた軍人や CDU/CSU 側の議論を分析することが必要であり、この課題については別稿に譲ることとしたい。

注(1) 高橋進「ドイツ社会民主党と外交政策の『転換』(一九五五-一九六一年)」『國家學會雜誌』第 99 号、1986 年、73-74 頁。板橋拓巳『アデナウアー』中公新書、2014 年、128 頁。

(2) 邦語による研究(たとえば大嶽、高橋などの代表的な SPD 研究の論文にて)では 1959 年のゴードスベルク綱領採択による SPD の「国民政党」化のことを「転換」と呼んでいる。

(3) 大嶽秀夫「1950 年代における西ドイツ社会民主党の「転換」——日本社会党との比較の観点から」『法学』第 52 号、1989 年、12 頁。

- (4) 軍人や軍事愛好家の手による「狭義の」軍事史とは異なり、軍隊を一つの社会集団とみなし、それと他の集団との関係や軍隊固有の特徴を問うような歴史学の一領域としての軍事史を指す。「広義の」軍事史とも称される。鈴木直志「新しい軍事史『広義の軍事史』の射程」『海外事情』第65号、2017年、38-39頁。
- (5) 一般的に、50年代のCDU/CSUは再軍備に積極的かつ西側統合政策を重視、SPDは再軍備に慎重かつドイツ再統一を優先し、東西ブロック化を深める西側統合に批判的であった。軍隊観については、保守的なCDU/CSU側に対して、SPDは「民主的」な軍隊の創設が議論されるなどしていた。例えば、岩間陽子『ドイツ再軍備』中公叢書、1993年。大嶽、前掲論文。小嶋栄一『アテナウアーとドイツ統一』早稲田大学出版部、2001年。などを参照。
- (6) 例えば、フェルスターは軍隊と市民社会の間に境界を引くことは問題であり、軍隊を社会からの「逸脱」とみなすことは軍事史を戦争の歴史のみに矮小化しかねないと述べている。フェルスター、シュティーク著、鈴木健雄訳『『戦争論』——現代軍事史についての諸考察』キューネ、トーマス、ツィーマン、ベンヤミン編著『軍事史とは何か』原書房、2017年、373-374頁。
- (7) 安野正明『戦後ドイツ社会民主党史研究序説』ミネルヴァ書房、2004年、241頁。
- (8) *Der Spiegel*, 27. Februar 1967, S. 46.
- (9) エルラーは、1953年10月にフランクフルトでの演説で集団安全保障体制における5つの条件を挙げている。それは以下の5つである。①最低でもEVG以上のヨーロッパの安全保障。②平和的かつ自由にドイツ再統一を可能にすること。③ドイツ軍がソ連と敵対関係にある軍事同盟に加入しないという確約をソ連に与え、ドイツと西側諸国はソ連の脅威にさらされないこと。④統一ドイツがあらゆる攻撃にさらされず、自主防衛の義務を負う。安全保障はいかなる攻撃も「第三次世界大戦」を引き起こしかねないという考えに基づく。⑤ドイツが軍事同盟を除く西側諸国との緊密な関係を持つことを妨げないこと。Artner, Stephen, J, *A Change of Course: the West German Social Democrats and NATO, 1957-1961*, Westport, 1985, p. 37.
- (10) Erler, Fritz, *Demokratie in Deutschland*, Stuttgart, 1965, S. 145.
- (11) Soell, Hartmut, *Fritz Erler: eine Politische Biographie*, Universität Heidelberg, 1974, S. 189.
- (12) Erler, Fritz, Vor dem Deutschen Bundestag, 8. April 1960. 110. Sitzung. ()内は筆者。
- (13) Erler, Fritz, Vor dem Deutschen Bundestag, 9. Mai 1963. 75. Sitzung.
- (14) Erler, Fritz, Vor dem Deutschen Bundestag, 9. Mai 1963. 75. Sitzung.
- (15) 連邦首相ケージンガー（CDU）が1969年のスピーチで「制服を着た公民や内面指導の観念は古臭い」、「軍隊は少年を『男』にする『国民の学校（Schule der Nation）』だ」などと発言し、問題となった事例も存在する。Abenheim, Donald, “The Citizen in Uniform: Reform and its Critics in the Bundeswehr” in: Stephen. F. Szabo (Ed.), *The Bundeswehr and Western Security*, London, 1990, p. 44.
- (16) 兵士が市民と同様の権利を持つこと、一般市民もすべて等しく兵士であることによって「市民と兵士の同等性」を担保し、連邦軍が帝政期及びヴァイマル期のような「国家の中の国家（Staat im Staate）」になることを防ぐために、旧国防軍出身のパウディッシンらによって考案された新しい軍人像を指す。山内敏弘「西ドイツの軍隊と兵士の人権」『獨協法学』第18巻、1982年、198頁。
- (17) Erler, a. a. O., S. 135. ()内は筆者。
- (18) Godesberger Programm, Grundsatzprogramm der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands von 1959, S. 7.
- (19) 安野、前掲書、283頁。
- (20) Soell, a. a. O., S. 193.
- (21) 大嶽、前掲論文、15頁。
- (22) 高橋、前掲論文、62-63頁。
- (23) 同論文、63頁。
- (24) Erler, Fritz, Vor dem Deutschen Bundestag, 28. Juni 1955. 93. Sitzung.
- (25) Erler, Fritz, Vor dem Deutschen Bundestag, 9. Mai 1963. 75. Sitzung. 訳は小林、前掲書、190頁より。
- (26) Erler, a. a. O., S. 145.

- (27) Erler, Fritz, Vor dem Deutschen Bundestag, 6. Juli 1956. 159. Sitzung.
- (28) 例えば、帝政ドイツの「シュリーフェン・プラン」はベルギー・オランダの中立を侵犯する作戦内容であり、それがどのような国際政治上の問題を引き起こすのかという思慮は軍事技術的な「合理性」を前に無視されていた。リッター, ゲルハルト著, 西村貞二訳『ドイツのミリタリズム』未来社, 1963年, 39頁。
- (29) Erler, a. a. O., S. 131. ()内は筆者。
- (30) Ebenda., S. 135-136.
- (31) Ebenda., S. 136.
- (32) Artner, op. cit., p. 64.
- (33) Erler, a. a. O., S. 151.
- (34) 「内面指導」のルーツは、「ヒンメロート覚書 (Himmeroder Denkschrift)」の作成過程に求められる。この「内面指導」について、軍事社会学者バルトらは「一般的に、『内面指導』とは、連邦共和国において、軍という権力ファクターの内における軍国主義的・ファシズム的・反民主的な歴史的諸傾向の復活と対決して、民主的・法治国家的軍制を構想しかつ貫徹する、1950年代の初期からの諸努力を包括的にあらわしたもの」という形で定義をしている。この「内面指導」には、その内容を明確に示した文書が存在しないため、パウディッシンの言説からそれを整理するほかない。Abenheim, op. cit., p. 36. 水島朝穂『現代軍事法制の研究—脱軍事化への道程』日本評論社, 1995年, 59-61頁。
- (35) Naumann, Klaus, “The Battle over “Innere Fuehrung””, in: James.S.Corum (Ed.), *Rearming Germany*, Leiden-Boston, 2011, p. 217.
- (36) Abenheim, op. cit., p. 44.